

<p>第1 目的</p>	<p>第8 維持管理等</p>
<p>2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等の手続きを定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及及び拡大を促進することを目的とする。</p>	<p>○事業者は、太陽光発電事業を実施する間、太陽光発電施設及び事業区域内の土地の適正な維持管理等をしなければならない。</p> <p>○事業者は、太陽光発電施設等の維持管理等をするための計画を作成及び公表しなければならない。維持管理等計画を変更した場合も同様とする。</p> <p>○事業者は、事故や災害により、太陽光発電施設の損壊が発生した場合や、周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに施設の復旧などの措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならない。</p>
<p>第2 対象施設</p> <p>発電出力50キロワット以上の太陽光発電施設（屋上等に設置するものを除く。）</p>	<p>第9 地位の承継</p>
<p>第3 事業者の責務</p> <p>○太陽光発電事業を円滑かつ確実に行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。</p> <p>○事業者は、太陽光発電事業を実施するに当たって、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の適正な設置等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>○設置許可者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者や相続人は、設置許可者の地位を承継する。設置許可者の地位を承継した者は、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>○設置規制区域以外への設置に関して事業計画の届出を行った者について、事業の譲渡、相続、合併若しくは分割があったときは、事業を譲り受けた者や相続人は、その旨を知事に届け出なければならない。</p>
<p>第4 地域住民等への説明</p> <p>○事業者は、地域住民等に対し、太陽光発電事業の計画（事業計画）の内容を説明しなければならない。この場合において、事業者は、地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。事業計画を変更した場合も同様とする。</p> <p>○事業者は、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第10 廃止</p> <p>○事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。</p>
<p>第5 設置規制区域</p> <p>次に該当する区域（設置規制区域）内においては、太陽光発電施設の設置を行ってはならない。ただし、あらかじめ、知事の許可（設置許可）を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③土砂災害特別警戒区域 ④砂防指定地</p>	<p>第11 指導、助言、勧告、罰則等</p> <p>○知事は、この条例の施行に必要な限度において、指導及び助言、報告の徴収、立入検査、勧告、事業者名等の公表、措置命令をすることができる。</p> <p>○知事は、事業者が偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けたとき、設置許可の際に付した条件に違反したとき、知事の命令に違反したときは、設置許可を取り消すことができる。</p> <p>○次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可若しくは変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可若しくは変更許可を受けて、太陽光発電施設の設置をした者 ・事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出をして、太陽光発電施設の設置をした者 ・報告や資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告や資料を提出し、若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
<p>第6 設置規制区域への設置許可に関する手続</p> <p>○知事は、設置許可の申請があった場合、基準に該当すると認められるときに限り許可する。＊許可基準は、「太陽光発電施設の設置により、設置規制区域において想定される土砂災害等の発生を助長する恐れがないことが明らかであると認められること」等を想定。</p> <p>○設置許可を受けようとする者は、施設の概要、地域住民等への説明状況、関係法令の手続状況、維持管理等に関する計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>○設置許可を受けた者（設置許可者）は、当該設置許可を受けた内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、変更許可を受けなければならない。</p> <p>○設置許可者は設置工事の着工、完了、中止を行うときは、それぞれ知事に届け出なければならない。</p>	<p>第12 経過措置</p> <p>○設置規制区域及び設置許可に関する事項については、施行日前に工事に着手した太陽光発電施設（既存施設）には適用しない。</p> <p>○既存施設については、令和5年3月31日までに、施設の状況を知事に届け出なければならない。</p> <p>○設置規制区域内にある既存施設については、令和5年3月31日までに維持管理等計画を知事に提出しなければならない。</p>
<p>第7 設置規制区域以外への設置に関する手続</p> <p>○設置規制区域以外に太陽光発電施設を設置する者は、あらかじめ、事業計画を知事に届け出なければならない。</p> <p>○事業計画を届け出た者は、その事業計画に記載した事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第13 施行日</p> <p>令和4年10月1日（予定）</p>